

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	2	担当課	経営支援課
法令名	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	根拠条項	13—7・8	不利益処分の種類	経営承継贈与者の相続が開始した場合の都道府県知事の確認の取消し	
1 根拠規定						
◆中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 (経済産業大臣の認定)						
第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に該当することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。						
一 会社である中小企業者（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）の申請に基づき、当該中小企業の代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、死亡したその代表者（代表者であった者を含む。）又は退任したその代表者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていること。						
二 個人である中小企業者 他の個人である中小企業者の死亡等に起因する当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、当該他の個人である中小企業者の資産のうち当該個人である中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該個人である中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。						
2 前項の認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。						
◆中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令 (都道府県が処理する事務)						
第二条 法第十二条第一項及び第十五条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。						
2 許認可等の基準						
◆中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則 (経営承継贈与者の相続が開始した場合の経済産業大臣の確認)						
第十三条						
7 都道府県知事は、第一項（第三項から第五項までの規定により準用される場合を含む。）の確認を受けた第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特例贈与認定中小企業者等、第二種特例贈与認定中小企業者等について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。						
8 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第十九の二により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。						